



監 査 報 告

令和3年5月27日

公益財団法人秋田県女性会館
代表理事 高山 万紀子 様

公益財団法人秋田県女性会館

監 事 小林 章 

監 事 川越 よし子 

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度における会計の状況及び理事の業務の執行状況について、令和3年5月27日、監査を行いました。その結果につき次のとおり報告します。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、会計帳簿・関係帳簿及び金融機関等の発行する残高証明書の開覧等必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査については、理事からの業務の報告を聴取し、関係書類の開覧等必要と思われる監査手続きを用いて、業務執行の妥当性を検討しました。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認めます。
- (3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。

以 上